

議題（4）西尾市地域公共交通計画（地域内フィーダー系統確保維持事業）について

1 概要

公共交通の運行にあたり、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用するためには、その内容について計画本体へ記載し、毎年度計画別紙を作成した上で、西尾市地域公共交通活性化協議会で協議し、国土交通省に対して、提出することが求められております。

一色地区の相乗りタクシーについても令和8年度より確保維持事業補助金の活用を目指すことから、その内容について協議をいただくものです。

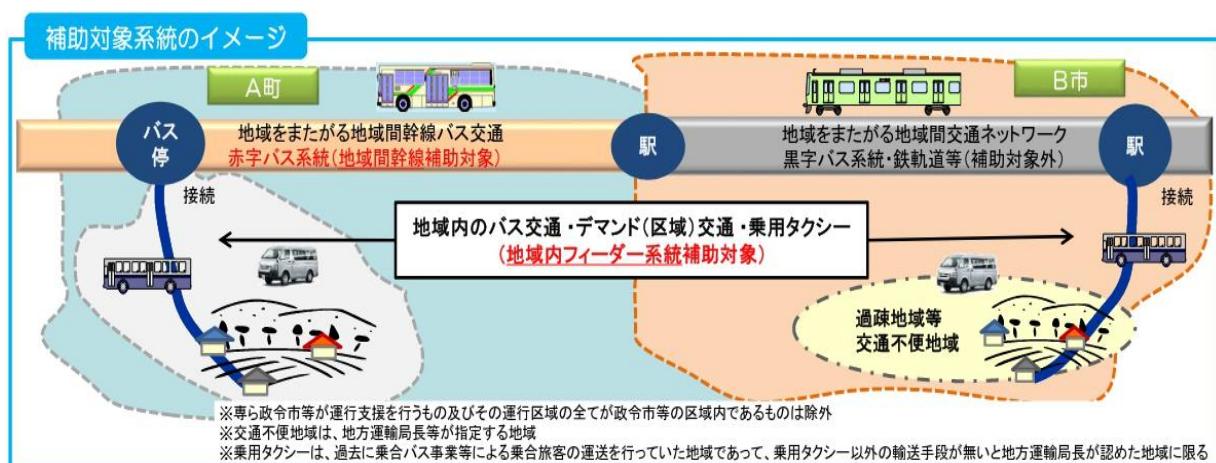
2 対象事業

（1）地域内フィーダー系統確保維持事業

地域公共交通の幹となる地域間幹線（西尾市では名鉄バス㈱の運行するふれんどバス及び名鉄東部交通㈱が運行する岡崎・西尾線、一色線が該当）に対して枝のような役割をする乗合バスや乗合タクシー、乗用タクシーに対する補助事業である。

（2）主な交付要件

- ・地域公共交通計画（本体、別紙）に補助系統を位置づけ、確保維持改善事業の必要性、定量的な目標・効果及び評価手法、等の記載があること。
- ・補助対象地域間幹線系統バスに接続すること
- ・新たに運行を開始または、従前から公的支援を受けているもの



3 補助申請対象期間

令和8年度（令和7年10月～令和8年9月）

資料 4

協議事項

4 補助対象路線

相乗りタクシー

5 計画別紙の内容

資料 4-1 のとおり

6 別紙策定及び承認予定日

令和 7 年 5 月 28 日

令和 7 年 5 月 28 日

(名称) 西尾市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市における公共交通網は、市域の南北及び蒲郡方向を結ぶ鉄道（名鉄西尾線・蒲郡線）を軸に、地域間幹線バス（名鉄東部交通バス岡崎・西尾線、一色線、ふれんどバス）、コミュニティバス（六万石くるりんバス）、おでかけタクシー「いこまいかー」、相乗りタクシー、一般タクシー、離島である佐久島までを運行する渡船で構成されている。

これらの公共交通は、市民の通勤・通学や買い物、市外からの来訪者の観光の足として、重要な役割を担っている。

その中で一色地区の公共交通については、平成 29 年 10 月からコミュニティバスであるいっちゃんバスの運行を開始した。その後、令和 2 年 4 月には車両の小型化や、バス停の新設、フリー乗降区間の設定といった利便向上策を実施したが、利用者数は低調な状況が続き、住民の暮らしを支える公共交通手段として十分に機能しているとは言えない状態であった。

そのため、地域住民とも協議の上で、令和 7 年 2 月 20 日から相乗りタクシーの実証運行を開始した。10 月 1 日からは実証運行から得られた知見を踏まえて本格運行を開始する予定である。

いっちゃんバスについては令和 7 年 3 月 31 日をもって廃線となつたため、相乗りタクシーは、一色地区住民の生活交通手段及び地域間幹線であるふれんどバスや一色線との乗り継ぎによる広域的な移動に必要不可欠である。そのため、地域公共交通確保維持事業により、確保・維持させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

相乗りタクシーの目標値については、同地区内を運行していたいっちゃんバスの直近の実績等も踏まえて、下記のとおり設定する。

◆目標値

路線名	いっちゃんバス 令和 6 年度実績	令和 7 年度 目標値	令和 8 年度 目標値	令和 9 年度 目標値	【参考】 令和 9 年度 交通計画目標値
相乗り タクシー	3,097 人	3,097 人	3,407 人	3,748 人	3,748 人

(西尾市地域公共交通計画 P75 参照)

◆目標値の算出方法

いっちゃんバス運行最終年度である 3,097 人を基準とし、初年度である令和 7 年度の目標値とした。その後は、同じく、乗用タクシー活用事業であるいこまいかーが毎年 10 % 増加という目標値を設定していることから、相乗りタクシーについても同様の方法で目標値を設定した。

(2) 事業の効果

相乗りタクシーを維持することにより、一色地区住民の通院、買い物といった生活の足が確保される。また、ふれんどバスや一色線といった地域間幹線との乗り継ぎによる広域的な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
<ul style="list-style-type: none"> ・相乗りタクシーのサービス充実（西尾市、事業者、地域住民） ・地域のまちづくり活動と連携した施策の実施（西尾市、事業者、地域住民） ・総合時刻表、公共交通マップの作成配布（西尾市、事業者） ・広報、ホームページ、SNS での公共交通に係る情報提供（西尾市） ・乗り方教室の実施（西尾市） 	
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。	
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
相乗りタクシーは 1 乗車あたりの利用者負担額を 200 円とし、タクシーメーター額から利用者負担額を差し引いた金額を西尾市が負担することとしている。	
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
<p>◆評価手法</p> <p>利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する</p> <p>◆測定方法</p> <p>事業者からの報告により、利用者数を算出する</p>	
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】	
※該当なし	
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】	
※該当なし	
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】	
※該当なし	
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付。	
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
西尾市地域公共交通活性化協議会については、平成25年度に設立され、本計画及び前計画に基づき、市の公共交通について、様々な議論を行ってきた。 <令和7年度> <u>令和7年5月28日 第1回西尾市地域公共交通活性化協議会</u> ・西尾市地域公共交通計画の別紙について承認予定 ・西尾市地域公共交通計画の改正について協議
19. 利用者等の意見の反映状況
西尾市地域公共交通活性化協議会の構成員として、市民代表の参画を得ており、会議の場において意見を聴取している。 また、コミュニティバス・いこまいかー・相乗りタクシーの検討に際しては、市民の意見を聴取しながら進めている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県西尾市寄住町下田22番地
(所 属) 市民部 地域つながり課
(氏 名) 夏目 康平
(電 話) 0563-65-2107
(e-mail) kyoudou@city.nishio.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

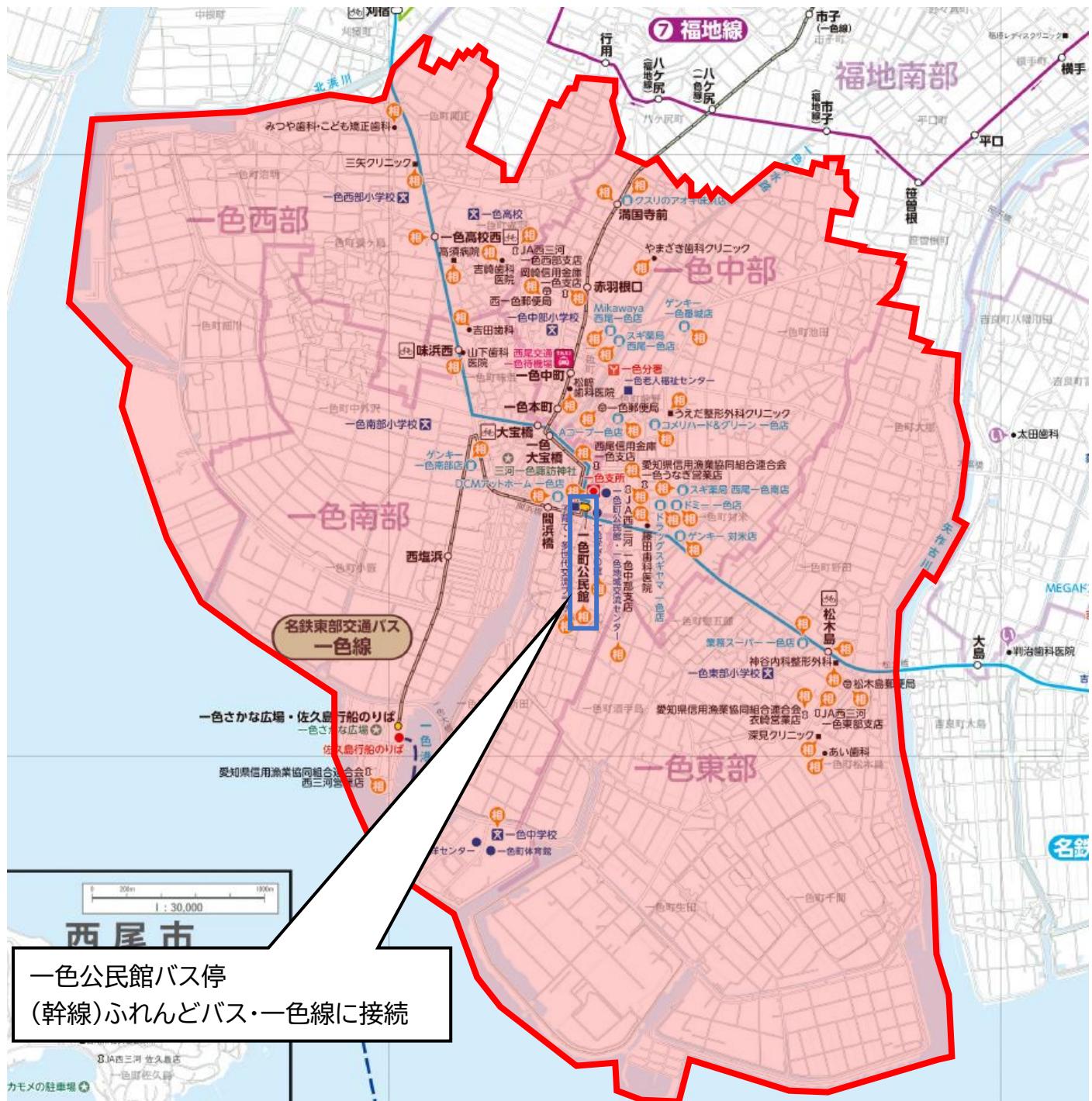
令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
西尾市	名鉄東部交通(株) 西尾交通(株)	(1) 相乗りタクシー		西尾市 一色地区		往 km 復 km	359日	1795回			乗用タクシー	①	ふれんどバス、一色 線への接続	①
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1（添付資料） 相乗りタクシー営業区域



目的地

營業區域

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	愛知県西尾市
-------	--------

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	83,228
交通不便地域等	—

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
西尾市地域公共交通計画	令和4年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)) (実施要領の2. (1)(11))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5（添付資料） 人口集中地区

